

## 暴言・暴力・迷惑行為への対応について

当クリニックでは、理不尽な要求や暴言・暴力・迷惑行為が発生した際には、退院や退去を命ずる、あるいは警察介入を依頼することがありますので、予め了承いただくとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。患者さんと職員の安全を守り、診療を円滑に行うとともに、安全で質の高い最善の医療を提供するためにも、何卒ご理解の程、お願い申し上げます。

院内において、以下の行為を禁止させていただきます。

1. 大声や奇声、暴言又は脅迫的な言動により、他の利用者や職員に迷惑をおよぼすこと
2. 他の利用者や職員に対して殴りかかるなどの暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する、診察の順番を繰り返すように強要する、何回も同じ要求を繰り返す行動をとる行為など）
4. 職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為をすること
5. 理由がないのにクリニック内に入り、長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断外出・無断外泊、指示を守らないなど）
7. 謝罪や謝罪文書の作成・交付等の強要行為や面談を強要すること
8. クリニック内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
9. クリニック側の了承を得ず撮影や録音をすること
10. 一方的な主張等で長時間（20分以上）の電話や明らかに不要な複数回の架電反復により、職員の業務を妨害すること
11. その他の迷惑行為及び医療に支障がおよぶ行為

※参考 法律で定められている刑法・刑罰

\*医療従事者や患者に対して殴る・蹴る・胸倉をつかむ・物を投げつける等の暴力行為をする・・・《刑法 208 条 暴行罪》

\*暴力行為により負傷させた場合・・・《刑法 204 条 傷害罪》

\*院内の設備や備品を破壊する・・・《刑法 261 条 器物損壊罪》

\*医療従事者や患者に暴言を浴びせる・・・《刑法 231 条 侮辱罪》

\*わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直りや、長時間および複数回の架電等を続けて業務妨害をする・・・《刑法 234 条 威力業務妨害罪》

\*「お前らただではすまないぞ」「不幸がおきるぞ」等脅迫的暴言を吐く・・・《刑法 222 条 脅迫罪》

\*土下座や謝罪を強要する・・・《刑法 223 条 強要罪》

\*正当な理由がないのにクリニック内に侵入し「退去してください」と言っても従わない・・・《刑法 130 条 住居侵入罪・不退去罪》